

海洋立国推進功労者表彰（内閣総理大臣賞）の概要

1 趣 旨

海洋政策を強力に推進し新たな海洋立国日本の実現を図るためには、海洋に関する国民の理解の増進を図ることが不可欠であり、海洋基本法においても、国がそのための普及啓発活動等に取り組むべきことが規定されている。

このため、平成20年より「海洋立国推進功労者表彰」を設け、科学技術、水産、海事、環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成する契機とする。

2 表彰者

内閣総理大臣

3 対象分野

科学技術、水産、海事、自然環境など海洋に関する幅広い分野での功績を対象とする。

4 実施省庁

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省が、内閣府総合海洋政策推進事務局の協力を得ながら実施。

5 表彰者数

1. 「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野 計4名以内
2. 「海洋に関する顕著な功績」分野 各部門1名以内 計4名以内

6 選考の方法

- (1) 候補者については、関係各省の推薦による。
- (2) 有識者からなる中立的な選考委員会を設置し、受賞者の選考を行う。

7 表彰の実施日

毎年、夏季（7月又は8月）に表彰式を行う。